

## 第2 調査結果

### 1 世界文化遺産の概要と現状等

調査の結果	説明図表番号
<p>世界文化遺産は、文化遺産を人類全体のための世界の遺産として、損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することを目的として、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成4年条約第7号。以下「世界遺産条約」という。）に基づき登録されたものであって、具体的には、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関、United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization（UNESCO））の世界遺産委員会が作成する「世界遺産一覧表」に記載された記念工作物、建造物群及び遺跡を指す。</p> <p>世界文化遺産は、昭和53年（1978年）にドイツの「アーヘンの大聖堂」など8件が登録されて以降、全世界で802遺産が登録されている（平成27年7月現在。自然遺産等を含めた世界遺産全体では1,031遺産が登録）。</p> <p>我が国においては、平成5年の「法隆寺地域の仏教建造物」及び「姫路城」の2件の登録以降、27年7月の「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の登録まで、計15遺産が世界文化遺産に登録されている（そのほか、自然遺産4遺産が登録）。</p> <p>近年、世界文化遺産をめぐるのは、登録審査の厳格化などにより、各国における登録後の遺産の確実な保存・管理の担保が求められている。我が国においても、平成25年に世界文化遺産に登録された「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」について、世界遺産委員会の諮問機関であるイコモス（国際記念物遺跡会議、International Council on Monuments and Sites（ICOMOS））から年間約30万人に及ぶ登山者による資産への物理的な損傷及び富士山の神聖さに対する影響が指摘され、世界遺産委員会決議において、上方の登山道の収容力を研究し、その成果に基づき来訪者管理戦略を策定すること等について勧告・要請がなされた。このため、現在、山梨、静岡の両県や関係市町村等においては、当該勧告・要請に対応するための取組を進め、平成26年12月に開催された第5回富士山世界文化遺産協議会（注1）において、資産の全体構想である「世界文化遺産富士山ヴィジョン」及び来訪者管理戦略を含む各種戦略を採択し、27年10月に開催された第7回協議会において、これらを反映した「世界文化遺産富士山包括的保存管理計画」（注2）の改定案が承認された（注3、4）。</p> <p>（注）1 項目1－(2)－オ「世界文化遺産の管理体制等」参照  2 項目1－(2)－エ「管理計画の策定」参照  3 登山者数については、来訪者管理戦略において、「望ましい富士登山の在り方」の実現に向けて、登山道ごとの1日当たりの登山者数を含めた複数の指標と指標ごとの望ましい水準を設定し、来訪者管理の取組を行うこととされた。このため、平成27年から3年間、登山者動態調査や登山者アンケート等を実施し、30年7月までに、山梨、静岡の両県に4つある登山道ごとに1日当たりの望ましい登山者数を定めることとしている。</p>	<p>図表1－①</p> <p>図表1－②</p>

調査の結果	説明図表番号
<p>4 ユネスコに対しては、取組の進展状況等を示した保全状況報告書を平成 28 年 2 月 1 日までに提出し、同年夏に開催される第 40 回世界遺産委員会で審査が行われることになっている。</p> <p>一方、世界文化遺産については、近年、テレビや書籍等の様々なメディアで大きく取り上げられ、遺産の保存・管理の目的だけではなく、観光資源として地域活性化への効果(注 5)も期待されている。このため、地方公共団体の中には、例えば、「石見銀山遺跡とその文化的景観」におけるスマートフォンの AR (拡張現実技術) 機能を活用した情報発信などのように、新たな手法による観光客の誘致に取り組んでいるものもみられた (詳細は項目 2(1) 参照)。</p> <p>(注 5) 平成 19 年登録の「石見銀山遺跡とその文化的景観」から 26 年登録の「富岡製糸場と絹産業遺産群」までの 4 世界文化遺産の観光客数の推移をみると、いずれも登録年には観光客数が増加している状況がみられる。また、登録年以降では、世界遺産ブームの落ち着き等に伴い観光客数は減少に転じているが、登録前と比較した場合の観光客数は増加している。</p> <p>このように、世界文化遺産については、地域活性化への活用を図りながら、本来の目的である保存・管理を行っていくことが重要な課題となっており、我が国では、国及び地方公共団体による各種規制や補助事業等の手段とともに、地方公共団体が中心となった様々な取組により、活用を図りながら保存・管理が行われている。例えば、「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」においては、地方公共団体が観光客や登山者にボランティアで清掃活動への協力を依頼している例や、富士山五合目から山頂を目指す登山者に対して寄附を依頼し、トイレの新設・改修等の環境保全などの事業に係る財源を確保している例がみられる。また、「白川郷・五箇山の合掌造り集落」においては、世界文化遺産の登録に伴う観光客数の増加により、集落内での観光車両による交通渋滞や有料駐車場の設置による景観問題などが発生したが、現在は集落内への車両の進入を制限し、改善が図られている (詳細は項目 2(1) 参照)。</p> <p>我が国の世界文化遺産については、これまで登録が抹消されたものや、保護が危ぶまれる遺産として危機にさらされている世界遺産一覧表 (以下「危機遺産リスト」という。) に記載されたものはなく、国や地方公共団体、文化財所有者、関係団体等 (以下「地方公共団体等」という。) による保存・管理等の取組はおおむね良好に行われているものと認められる。</p> <p>しかし、今回、一部の世界文化遺産においては、構成資産への落書きによるき損や、落石のおそれや倒木などによる来訪者の安全性が損なわれている状況など、不適切な実態もみられた (詳細は項目 2(2) 参照)。</p>	<p>図表 1－③</p>

図表 1-① 我が国の世界文化遺産一覧（平成 27 年 7 月現在）

世界文化遺産名	所在地	登録年
法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	平成 5 年
姫路城	兵庫県	平成 5 年
古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）	京都府、滋賀県	平成 6 年
白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県、富山県	平成 7 年
原爆ドーム	広島県	平成 8 年
厳島神社	広島県	平成 8 年
古都奈良の文化財	奈良県	平成 10 年
日光の社寺	栃木県	平成 11 年
琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	平成 12 年
紀伊山地の霊場と参詣道	三重県、奈良県、 和歌山県	平成 16 年
石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	平成 19 年
平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－	岩手県	平成 23 年
富士山－信仰の対象と芸術の源泉	山梨県、静岡県	平成 25 年
富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	平成 26 年
明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 鹿児島県、山口県、 岩手県、静岡県	平成 27 年

（注）文化庁の資料に基づき当省が作成した。

図表 1-② 「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」についての世界遺産委員会からの勧告・要請事項

**【我が国への勧告事項】**

締約国が、以下の点につき、資産をひとつの統一体として、また文化的景観として、管理するための管理システムを実施可能な状態にするよう勧告し、

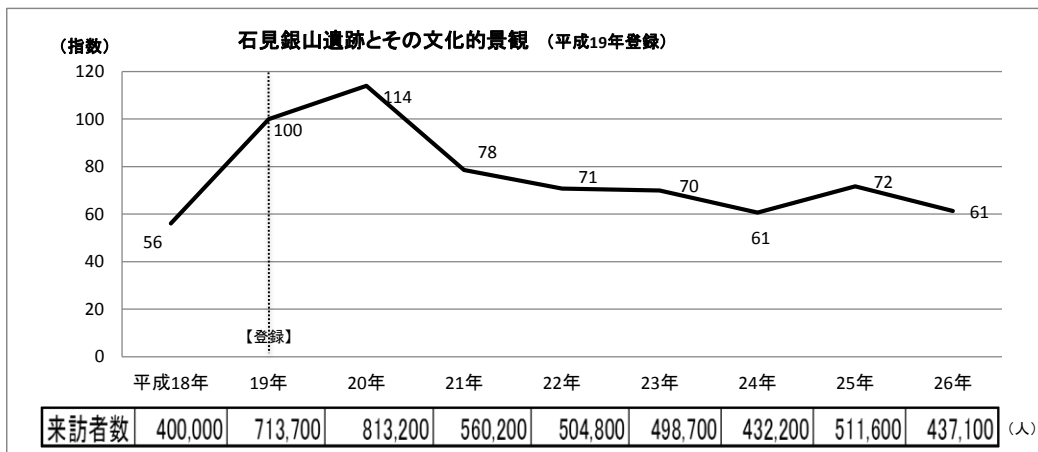
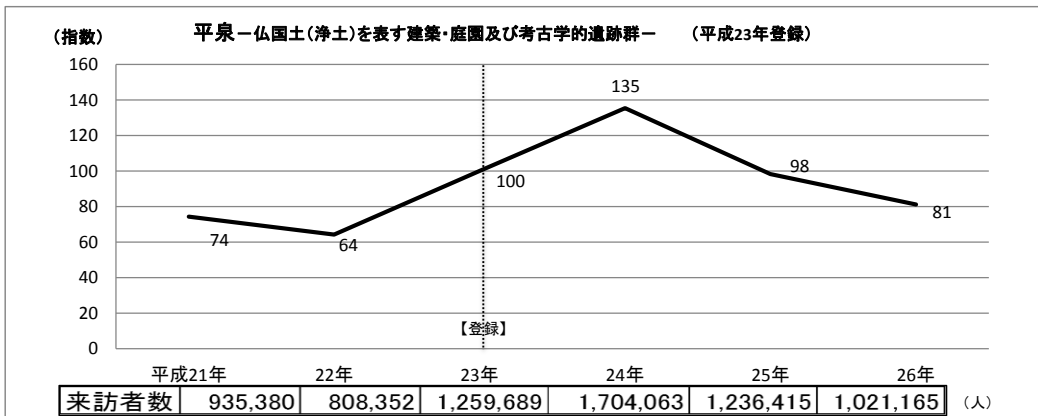
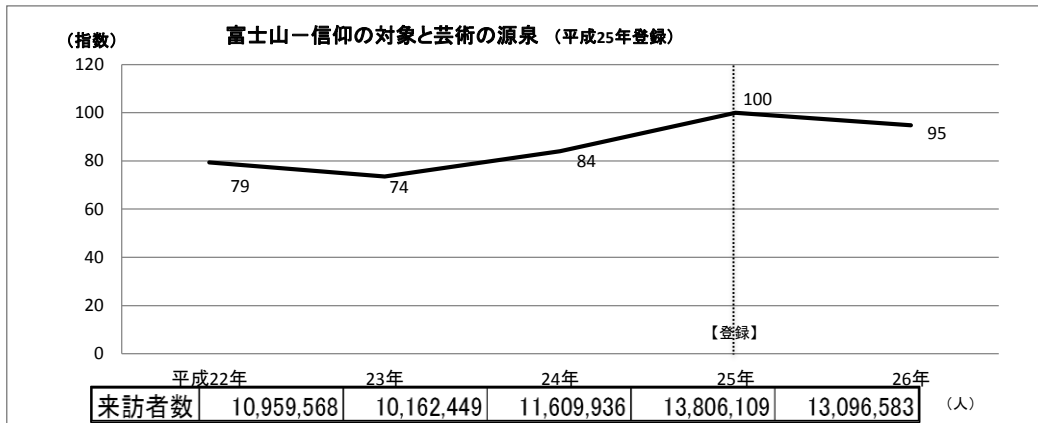
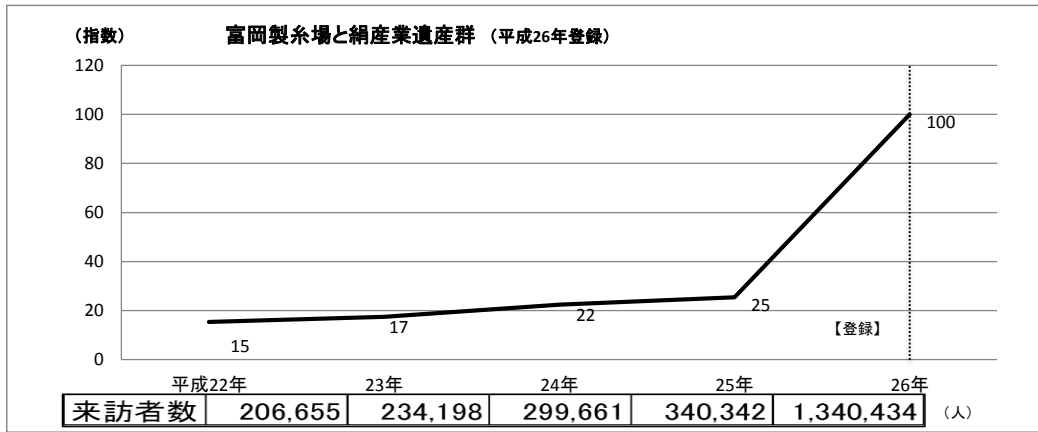
- a) アクセスや行楽の提供と神聖さ・美しさという特質の維持という相反する要請に関連して、資産の全体構想（ヴィジョン）を定めること
- b) 神社・御師住宅及びそれらと上方の登山道との関係に関して、山麓の巡礼路の経路を描き出す（特定）し、（それらの経路が）どのように認識、理解されるのかを検討する
- c) 上方の登山道の収容力を研究し、その成果に基づき来訪者管理戦略を策定すること
- d) 上方の登山道及びそれらに関係する山小屋、トラクター道のための総合的な保全手法を定めること
- e) 来訪者施設（ビジターセンター）の整備及び個々の資産における説明の指針として、情報提供を行うために、構成資産のひとつひとつが資産全体の一部として、山の上方及び下方（山麓）における巡礼路全体の一部として、認知・理解され得るかについて知らせるための情報提供戦略を策定すること
- f) 景観の神聖さ及び美しさの各側面を反映するために、経過観察指標を強化すること

**【我が国への要請事項】**

2016年の第40回世界遺産委員会において審査できるように、締約国に対して2016年2月1日までに世界遺産センターに保全状況報告書を提出するよう要請する。報告書では、文化的景観の手法を反映した資産の全体構想（ヴィジョン）、来訪者戦略、登山道の保全手法、情報提供戦略、危機管理戦略の進展状況を示すとともに、管理計画の全面的な改定を示す。これらの手法に関してイコモスに助言を求めるよう締約国に推奨する。

- (注) 1 世界遺産委員会の決議文より抜粋。  
2 決議文の翻訳は、文化庁及び山梨県・静岡県による仮訳を用いた。  
3 下線は当省が付した。

図表1-③ 世界文化遺産への訪問者数の推移（登録前後の指数）



(注)1 文化庁の資料に基づき当省が作成した。  
 2 グラフにおける数値は、登録年の訪問者数を100とした場合の指数である。  
 3 「来訪者数」は、各地方公共団体から文化庁に提出された保全状況報告書に記載されている数値による。  
 4 「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」の「来訪者数」は、「各登山口五合目登山者数」合計と「主な構成資産の来訪者数」合計の合算値である。